

東京都の 主な事業主向け助成制度等のご案内

○ 正社員採用助成金(東京都就職チャレンジ支援事業)

<事業内容>

就職チャレンジ支援事業の職業訓練を修了した方を採用し育成した企業等に、助成金を交付し、訓練修了者の採用・職場定着の促進を図ることを目的としています。

<対象企業>

- ・東京都内に本社又は主たる事業所等が所在していること。
- ・過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ・都税(法人事業税等)の未納付がないこと。等

<助成要件>

- ・訓練修了者を正社員として採用し、6か月以上継続して雇用していること。
- ・訓練修了者を正社員以外の社員として採用した場合は、正社員として登用後、6か月以上継続して雇用していること。(ただし、正社員以外の社員としての採用から正社員に登用されるまでの期間が1年以内であること。)
- ・正社員として採用又は登用から6か月以内に、人材育成のための研修を1回以上実施していること。

<助成額>

- ・採用者1人につき1回限り 60万円(定額)

<問い合わせ先>

産業労働局雇用就業部能力開発課就業確保支援事業担当

TEL 03-5320-4726

○ 正社員採用助成金(ネクストジョブ事業)

<事業内容>

就職氷河期世代の30歳代の方の正社員採用・職場定着の促進を図ることを目的としています。

<対象企業>

- ・東京都内に本社又は事業所が所在していること。
- ・過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ・都税(法人事業税等)の未納付がないこと。等

<助成要件>

- ・東京しごとセンターから紹介された30歳代の求職者を正社員として採用し、採用の日から通算して6か月以上継続して雇用していること。(ただし、採用の日から過去6ヶ月間に助成事業者の事業所等で勤務した者を除く。)
- ・採用後、ジョブコーディネーターの職場訪問及び定着支援を受け入れること。

<助成額>

- ・採用者1人につき1回限り 60万円(定額)

<問い合わせ先>

東京しごとセンター総合相談窓口

TEL 03-5211-2804

都の各種助成金制度の詳細は東京都TOKYOはたらくネット
(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/jigyonusi.html>)をご覧ください。